

事業シート10

課コード: 001035000
 担当組織: 高齢者福祉課

作成日: 平成24年4月1日
 責任者: 大石 保之助

基本政策	課	政策	目	事業	款	項	目	事項	款	項	目	事項
計画コード	08	03	0175	01	017510	予算コード	11	01	31	51		

事業名: 高齢者生活支援事業

事業費 (予算) (単位:千円)	23年度	24年度	比較	人工 (正規職員) (単位:人)	23年度	24年度	比較
	84,799	93,147	8,348		0.6	0.8	0.2
24年度 事業費内訳 (単位:千円)	需用費	委託料	工事請負費	公有財産購入費	負担金補助 及び交付金	扶助費	その他
	481	85,454				4,327	2,885

事業の目的

在宅のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等に対して、日常生活上の支援を行うことにより、在宅での生活を可能にするとともに、要介護状態への進行を防ぐ。

事業内容(平成24年度に何をやるか)

- 高齢者配食サービス事業
 - ・ひとり暮らし等で虚弱な高齢者に食事を配食する
 - ・週3回を上限として昼食または夕食を届け、あわせて高齢者の安否確認を行う
- 日常生活上の軽度援助事業
 - ・簡単な庭の手入れなど日常生活上の軽度な援助を行う
 - ・月8時間を上限として、援助員を派遣する
- 高齢者外出支援サービス事業
 - ・龍山地域固有事業
 - ・通院等が困難な高齢者を診療所に移送する
- 家族介護手当支給事業
 - ・細江地域、引佐地域、佐久間地域固有事業
 - ・主に介護度4・5の在宅高齢者を常時介護する家族に対し、介護手当を支給する
- 高齢者緊急通報システム事業
 - ・ひとり暮らし高齢者の緊急時における通報体制を確保し不安を解消する
 - ・緊急通報システムを貸与する
- 高齢者日常生活用具給付等事業
 - ・ひとり暮らし高齢者に必要な日常生活用具を給付する
 - ・安否確認が必要な高齢者に電話機を貸与する
 - ・防火に配慮が必要な高齢者に火災警報器・電磁調理器・自動消火器を給付する

これまでの取組状況(平成23年度に何をを行い、その結果はどうだったか)

- 平成23年度実績見込み
- 高齢者配食サービス事業
 - 延配食数 78,277食
 - 日常生活上の軽度援助事業
 - 延派遣時間 4,245.5時間
 - 高齢者外出支援サービス事業
 - 延利用回数 807回
 - 家族介護手当支給事業
 - 支給人数 13人
 - 高齢者緊急通報システム事業
 - 稼働台数 1,875台
 - 高齢者日常生活用具給付等事業
 - 福祉電話 19台
 - 火災警報器 5台
 - 電磁調理器 18台
 - 自動消火器 5台

開始年度	終了予定年度	事業の性格分類	根拠法令等					
昭和 50 年	年	自治事務	浜松市高齢者地域支援事業実施要綱					
会計区分	戦略性	マニフェスト	事業の特徴	施設管理	指定管理	受益者負担	補助金	市民協働
一般会計								
行革審答申	外部評価	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
	*H20は事業仕分け							

(単位:千円)		H22	H23	H24	H25計画	H26計画	H23～26計
事業費	予算	109,642	84,799	93,147	93,147	93,147	364,240
	決算	79,198	78,678				78,678
財源内訳	国・県支出金						0
	市債						0
	その他	2,327	4,559	4,966	4,966	4,966	19,457
	一般財源	76,871	74,119	88,181	88,181	88,181	338,662
	*一般会計繰入						0
人件費(報酬等)		0	0	0	0	0	0
人件費		4,800	4,800	6,400	6,400	6,400	24,000
内訳	人工(正規)	0.6	0.6	0.8	0.8	0.8	
	人工(非常勤)						
	人工(再任用)						
年間経費(事業費+人件費)		83,998	83,478	99,547	99,547	99,547	382,119

成果指標1		配食数					
種類	アウトプット(活動指標)	単位	H22	H23	H24	H25	H26
	目標	食	88,000	88,500	81,000	83,000	85,000
	実績	食	77,017	78,277			

成果指標2		緊急通報システム利用者数					
種類	アウトプット(活動指標)	単位	H22	H23	H24	H25	H26
	目標	人	1,630	1,650	2,070	2,170	2,270
	実績	人	1,894	1,875			

事業の成果(平成23年度末での目的の実現状況 活動ではなく状態)

本人、家族、民生委員等から相談があった場合に、地域包括支援センター、在宅介護支援センターの職員が家庭訪問による面談を行い、支援が必要とされた在宅の高齢者に対し生活支援サービスを提供することで、在宅での生活が継続できるよう支援した。

評価(平成23年度事業の評価)

(1) 必要性: 継続

(廃止した場合に考えられる影響)

平成23年度の高齢化率は22.3%であり、平成26年度には24.7%まで急激に高齢化が進むものと推計される。また、高齢者約18万人の半数がひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯であり、その割合は年々高くなっていることから、在宅で自立した生活を送ることができるように生活支援の充実が求められている。

(2) 責任主体: 市

(市が実施しない場合に考えられる影響)

老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画を策定する中で、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送る環境づくりが求められている。

(3) 拡大・縮小: 現状

(理由)

今後、団塊の世代が高齢期を迎え、高齢者がますます増加してくることから、日常生活に不安を抱える高齢者の在宅生活を支える仕組みは必要不可欠であるため、現状とする。

(4) 改善: 改善なし

(理由)

すでに、民間委託できる部分は民間委託し、入札により委託料の見直しができる事業は入札を行っている。また、対象者を市民税非課税世帯に限定したり、受益者負担を導入するなどの見直しを行っている。

今後の方向性 現状

在宅のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が、住み慣れた地域社会の中で自立した生活の継続を可能とすることができるよう安全・安心面での生活支援サービスを提供していく。

改革・改善(評価を反映して何を見直したか)

(1) これまでに実施した改革・改善(平成24年度予算で反映したものを含む)

利用対象者と受益者負担の見直し

・高齢者配食サービス事業

利用対象者 市民税非課税世帯に限定した

受益者負担額の引き上げ 250円 300円

・日常生活上の軽度援助事業

利用対象者 市民税非課税世帯に限定した

・高齢者外出支援サービス事業

利用対象者 平成24年度から利用条件を見直し、対象者を限定した

・高齢者緊急通報システム事業

利用対象者 75歳以上の方の疾病要件をなくすことで、拡充した

利用料 市民税非課税世帯は無料、市民税課税世帯は1,000円/月

(2) 今後の改革・改善計画(いつまでに何をどう見直す)

・国が補助対象事業として位置づけていた経過と、今後、日常生活に不安を抱える高齢者がますます増加していく状況を考慮すると、介護保険サービスとの狭間にある人を救うための支援が必要であり、在宅での生活を可能とするサービスを提供していく。

・合併市町村の固有事業については、合併協議に沿って事業管理していく。

補足シート10 -

	款	項	目	事項	
予算コード	11	01	31	51	01

事業名： 高齢者配食サービス事業

事業費 (予算) (単位:千円)	23年度	24年度	比較	施設管理	指定管理	受益者負担	補助金	市民協働
	29,329	32,109	2,780			○		
24年度 事業費内訳 (単位:千円)	需用費	委託料	工事請負費	公有財産購入費	負担金補助 及び交付金	扶助費	その他	
	15	31,913					181	

事業内容(平成24年度に何をやるか)

虚弱なひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯の方に、1週間あたり1食から3食の食事を届ける。食事を手渡す時に安否確認を併せて行う。1食あたり300円の利用料を負担していただく。

これまでの取組状況(平成23年度に何をを行い、その結果はどうなったか)

平成23年度実績見込み 延配食数 78,277食
買物や食事の支度に不自由している高齢者の在宅での栄養バランスのとれた食生活を支援することができた。

補足シート10 -

	款	項	目	事項	
予算コード	11	01	31	51	11

事業名： 日常生活上の軽度援助事業

事業費 (予算) (単位:千円)	23年度	24年度	比較	施設管理	指定管理	受益者負担	補助金	市民協働
	4,091	4,990	899			○		
24年度 事業費内訳 (単位:千円)	需用費	委託料	工事請負費	公有財産購入費	負担金補助 及び交付金	扶助費	その他	
	245	4,628					117	

事業内容(平成24年度に何をやるか)

虚弱なひとり暮らし高齢者、高齢者世帯に援助員を派遣し、庭の草取り、衣替え等衣類の整理、電球の交換等の日常生活の援助を行う。生活保護の方は無料、それ以外の方は1時間あたり100円の利用料を負担していただく。

これまでの取組状況(平成23年度に何をを行い、その結果はどうなったか)

平成23年度実績見込み 延派遣時間 4,245.5時間
高齢者本人ではできない軽易な作業で、介護保険で対象とならない日常生活上の援助を行うことで、在宅生活が継続できるよう支援することができた。

補足シート10 -

	款	項	目	事項	
予算コード	11	01	31	51	21

事業名： 高齢者外出支援サービス事業

事業費 (予算) (単位:千円)	23年度	24年度	比較	施設管理	指定管理	受益者負担	補助金	市民協働
	3,356	2,979	377					
24年度 事業費内訳 (単位:千円)	需用費	委託料	工事請負費	公有財産購入費	負担金補助 及び交付金	扶助費	その他	
		2,979					0	

事業内容(平成24年度に何をやるか)

龍山地域固有事業として、地域内の公共交通機関での通院が困難な高齢者を、龍山診療所及び龍山歯科診療所へ送迎する。

これまでの取組状況(平成23年度に何をを行い、その結果はどうなったか)

平成23年度実績見込み 延利用回数 807回
谷間や山腹に集落が散在する中において、バス停までの距離が遠く、通院が困難な高齢者にとって医療機関への受診を可能とすることができた。

補足シート10 -

	款	項	目	事項	
予算コード	11	01	31	51	26

事業名： 家族介護手当支給事業

事業費 (予算) (単位:千円)	23年度	24年度	比較	施設管理	指定管理	受益者負担	補助金	市民協働
	1,492	1,336	156					
24年度 事業費内訳 (単位:千円)	需用費	委託料	工事請負費	公有財産購入費	負担金補助 及び交付金	扶助費	その他	
							1,336	

事業内容(平成24年度に何をやるか)

細江地域、引佐地域、佐久間地域固有事業として、主に介護度4・5の在宅高齢者を常時介護する家族に対し、介護手当を支給する。

細江 5,000円/月
引佐 8,000円/月
佐久間 10,000円/月

これまでの取組状況(平成23年度に何をを行い、その結果はどうなったか)

平成23年度実績見込み 支給人数13人
重度の要介護高齢者を在宅で介護している家族に対し、介護手当を支給することにより、介護者の労をねぎらった。

補足シート10 -

	款	項	目	事項
予算コード	11	01	31	51 31

事業名： 高齢者緊急通報システム事業

事業費 (予算) (単位:千円)	23年度	24年度	比較	施設管理	指定管理	受益者負担	補助金	市民協働
	41,056	46,258	5,202			○		
24年度 事業費内訳 (単位:千円)	需用費	委託料	工事請負費	公有財産購入費	負担金補助 及び交付金	扶助費	その他	
	191	45,841					226	

事業内容(平成24年度に何をやるか)

ひとり暮らし高齢者の緊急時における通報体制を確保し不安を解消するため、緊急通報システムを貸与する。
市民税非課税世帯は無料、市民税課税世帯は、1月あたり1,000円。

これまでの取組状況(平成23年度に何をを行い、その結果はどうなったか)

平成23年度実績見込み 稼働台数 1,875台
ひとり暮らし高齢者に緊急通報システムを貸与することで、不安をとりのぞき安心して生活できるよう支援することができた。

補足シート10 -

	款	項	目	事項
予算コード	11	01	31	51 36

事業名： 高齢者日常生活用具給付等事業

事業費 (予算) (単位:千円)	23年度	24年度	比較	施設管理	指定管理	受益者負担	補助金	市民協働
	5,475	5,475	0					
24年度 事業費内訳 (単位:千円)	需用費	委託料	工事請負費	公有財産購入費	負担金補助 及び交付金	扶助費	その他	
	30	93				4,327	1,025	

事業内容(平成24年度に何をやるか)

- ・安否確認が必要なひとり暮らし高齢者に、電話機を貸与する。
- ・心身機能の低下などにより、防火の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者に、火災警報器・電磁調理器・自動消火器を給付する。

これまでの取組状況(平成23年度に何をを行い、その結果はどうなったか)

平成23年度実績見込み 福祉電話 19台
火災警報器 5台
電磁調理器 18台
自動消火器 5台
電話機の貸与、火災警報器・電磁調理器・自動消火器を給付することで、ひとり暮らし高齢者が安心して生活できるよう支援することができた。

高齢者生活支援事業

健康福祉部高齢者福祉課

1 目的

在宅のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等に対して、日常生活上の支援を行うことにより、在宅での生活を可能にするとともに、要介護状態への進行を防ぐ。

2 事業対象者

高齢者本人、家族、民生委員等から相談があった場合、支援が必要かどうか判断するために、地域包括支援センター等で生活実態などのアセスメントを行い、その結果に基づき必要なサービス提供を行う。

事業名	世帯要件		所得要件		身体要件等
	ひとり暮らし	高齢者世帯	非課税世帯	課税世帯	
(1)高齢者配食サービス事業			(有料)	×	・調理困難な者
(2)日常生活上の軽度援助事業			(有料)	×	・片付けや庭の手入れ、修繕などが困難な者
(3)高齢者外出支援サービス事業					・公共交通機関を利用して自身での通院が困難な者
(4)家族介護手当支給事業					・寝たきりの高齢者などを在宅で介護している者
(5)高齢者緊急通報システム事業		×		(有料)	・心疾患等の持病がある者（75歳以上は除く）
(6)高齢者日常生活用具給付等事業		×		×	・安否確認が必要で緊急時の連絡手段がない者 ・認知症等で火元の管理ができない者

3 事業費の推移（決算額）

事業名	H20	H21	H22	H23
(1)高齢者配食サービス事業	29,298,765	27,773,325	27,392,160	27,357,115
(2)日常生活上の軽度援助事業	3,682,828	3,549,479	4,355,765	3,923,773
(3)高齢者外出支援サービス事業	3,250,800	2,865,505	2,758,051	2,533,924
(4)家族介護手当支給事業	2,597,000	1,919,470	1,236,000	967,000
(5)高齢者緊急通報システム事業	38,913,155	37,442,401	39,195,584	39,939,475
(6)高齢者日常生活用具給付等事業	4,344,257	3,903,850	4,259,810	3,955,933
事業全体	82,086,805	77,454,030	79,197,370	78,677,220

4 事業形態

(1) 国庫補助事業から市単独事業へ

- ・現在、市単独事業として実施しているが、従来、国庫補助対象事業として認められていた事業

事業名	事業開始年度	国庫補助廃止年度	国庫補助廃止に伴う事業見直しの有無等
(1)高齢者配食サービス事業	S52	H18	・対象者を市民税非課税世帯に限定
(2)日常生活上の軽度援助事業	H13	H18	・対象者を市民税非課税世帯に限定
(5)高齢者緊急通報システム事業	S63	H18	・市民税課税世帯まで対象を拡充 ・課税世帯から利用料を徴収
(6)高齢者日常生活用具給付等事業	S50	H18	

(2) 合併市町村固有事業

- ・平成17年7月の市町村合併に伴い旧市町村で実施していた事業で、合併協議会の中で必要性が認められた固有事業

事業名	地域	調整方針
(3)高齢者外出支援サービス事業	龍山	2年間の経過措置後、代替措置を含め17年度に策定する高齢者保健福祉計画の中で見直しを行う。
(4)家族介護手当支給事業	細江・引佐・佐久間	合併時、介護手当の支給を受けている者については継続して支給するが、新規については認めない。

5 事業内容

(1) 高齢者配食サービス事業

ア 目的

- ・虚弱なひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯に対して、食事サービスを行うことにより食生活の改善を行うとともに、利用者の安否確認等を行う。

イ 事業内容

【対象者】65歳以上のひとり暮らし・高齢者世帯及びこれに準ずる世帯の者で、心身の状況等により食事の調理が困難な市民税非課税世帯に該当する者

【回数】1週間あたり1食から3食（心身状況により回数に制限あり）

【利用料】1食300円（利用者 事業者）

【委託料】1食300～700円（市 事業者）

ウ 事業実績

項目	H20	H21	H22	H23
配食数	80,754 食	76,424 食	77,017 食	78,277 食
年度末利用者	797 人	772 人	752 人	764 人

エ 対象者の見直し

- ・平成 18 年度から対象者を市民税非課税世帯に限定した

(2) 日常生活上の軽度援助事業

ア 目的

- ・虚弱なひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯に、軽易な日常生活の援助を行い、自宅での生活の維持を可能にするとともに、要介護状態への進行を防ぐ。

イ 事業内容

【サービス内容】介護保険のサービスや生活管理指導員派遣事業の対象とならない、軽易で一時的な身体介助を伴わない日常生活援助

家屋の軽微な修繕、電気修理など

家屋内の整理・整頓

家周りの手入れ

【対象者】65 歳以上のひとり暮らし・高齢者世帯及びこれに準ずる世帯の方で、日常生活上の支援が必要な市民税非課税の方

【時間数】1 月あたり 8 時間を上限

【利用料】1 時間 100 円（生保減免）

【委託料】1 時間 856 円

ウ 事業実績

項目	H20	H21	H22	H23
派遣時間	2,958.5 時間	3,778.5 時間	4,760.5 時間	4,245.5 時間

エ 対象者の見直し

- ・平成 18 年度から対象者を市民税非課税世帯に限定した

(3) 高齢者外出支援サービス事業

龍山地域固有事業

ア 目的

- ・自身での通院が困難な在宅の要援護高齢者等に対し、医療機関への通院のための移動支援をすることにより、定期的な受診、体調不良時の早期受診を促し、自立した生活の継続を可能にする。

イ 事業内容

【サービス内容】医療機関に通院する場合の送迎サービス

【対象者】龍山地域自治区に居住し、医師が定期的な通院が必要であると認めた高齢者のうち、介護保険の要介護認定者などの公共交通機関を利用することが困難な者

【送迎先】龍山診療所または龍山歯科診療所

【利用料】無料

ウ 事業実績

項目	H20	H21	H22	H23
延移送回数	663 回	588 回	829 回	807 回

エ 対象者の見直し

- ・平成 24 年度から利用条件を見直し対象者を限定した

(4) 家族介護手当支給事業

細江地域・引佐地域・龍山地域固有事業

ア 目的

- ・在宅の要介護者を常時介護する者に対し、介護手当を支給することにより、介護者を慰労する。

イ 事業内容

【対象者】要介護 4 または 5 に該当するなど寝たきりの高齢者と生計を一にして常時介護にあたる者（合併前から支給を受けている者に限定）

【支給額】細江地域 月 5 千円
引佐地域 月 8 千円
佐久間地域 月 1 万円

ウ 事業実績

項目	H20	H21	H22	H23
実支給人数	38 人	24 人	17 人	13 人

エ 事業の見直し

- ・合併協議に基づき新たな対象者を認めず事業廃止
(H21～旧天竜市、H22～旧水窪町)

(5) 高齢者緊急通報システム事業

ア 目的

- ・ひとり暮らし高齢者の緊急時における通報体制を確保し、不安を解消することにより、住み慣れた地域での在宅生活の継続を図る。

イ 事業内容

【サービス内容】緊急通報システムの貸与

【対象者】・65 歳以上のひとり暮らし高齢者で、心疾患及び脳血管障害等循環器系疾患を持つ者

- ・75 歳以上のひとり暮らし高齢者（H22 より拡充）

【利用料】・市民税課税世帯...月 1,000 円

- ・市民税非課税世帯...無料

【委託料】1 月 1,365 円（H23 新規設置分）

ウ 事業実績

項目	H20	H21	H22	H23
年度末稼動数	1,607 台	1,571 台	1,894 台	1,875 台

エ 対象者の見直し

- ・平成 18 年度から市民税課税世帯まで対象を拡充し、課税世帯からは利用料を徴収した。
- ・平成 22 年度から敬老祝金の見直し（77 歳祝金廃止）に伴い 75 歳以上の者については疾病要件をなくし、対象者を拡充した。

（6）高齢者日常生活用具給付等事業

ア 目的

- ・ひとり暮らし高齢者に対し、電話機を貸与することにより、緊急時の連絡体制を確保するとともに地域社会との交流を促進し、孤独感の解消を図る。また、防火に配慮した日常生活用具を給付することにより、火元の安全を図り、安心できる生活を確保する。

イ 事業内容

福祉電話

【サービス内容】電話機の無料貸与

【対象者】65 歳以上のひとり暮らし高齢者で、安否確認が必要な市民税非課税世帯に属する者

【費用負担】電話通話料は利用者の実費負担（基本料金は市の負担）

日常生活用具

【サービス内容】火災警報器、電磁調理器及び自動消火器を無料で給付

【対象者】65 歳以上のひとり暮らし高齢者で心身機能の低下などにより防火等の配慮が必要な市民税非課税世帯の者

ウ 事業実績（新規貸与・支給台数）

項目	H20	H21	H22	H23
福祉電話	27 台	15 台	28 台	19 台
（稼動台数）	125 台	114 台	127 台	123 台
火災警報器	21 台	20 台	26 台	5 台
電磁調理器	30 台	17 台	25 台	18 台
自動消火器	10 台	11 台	14 台	5 台